

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業用省エネルギー設備等の導入を行う市内の事業者に対し、予算の範囲内において、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ゼロエネルギービル 国のZEBロードマップ検討委員会及びZEBロードマップフォローアップ委員会においてネット・ゼロ・エネルギー・ビル（「ZEB」）、ニアリー・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（「Nearly ZEB」）、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル・レディ（ZEB Ready）又はネット・ゼロ・エネルギー・ビル・オリエンテッド（ZEB Oriented）における要件を満たすものであって、国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業若しくは二酸化炭素排出抑制対策事業により補助金の交付を受けている建築物又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条に基づく省エネ性能表示（建築物省エネルギー性能表示制度等、第三者認証を受けているものに限る。）により認証されているものをいう。
- (2) 省エネ診断による設備改修等 別に定める事業者等が実施する省エネルギー診断に基づき、診断日から起算して3年を経過する日又は診断の有効期限日のいずれか早い日までに、当該事業所、営業所又は事務所（以下「事業所等」という。）に係る設備の改修等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、申請時において次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内で事業を営み、かつ、市に納付すべき税を滞納していないこと。
- (2) 代表者、役員その他の事業者の経営に実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (3) 補助対象事業を実施する事業所等を第三者が所有する場合は、全ての者から事業実施の同意を得ていること。
- (4) 補助対象者の要件を満たす者が複数いる場合は、全ての者から補助金申請の同意が取れていること。
- (5) 再生可能エネルギーにあつては、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る接続契約を締結していること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) ゼロエネルギービルの購入、改修
- (2) 省エネ診断による設備改修等

（補助対象経費）

第5条 前条の事業の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が市内に有する事業所等について、補助対象事業に要した経費のうち別表のとおりとし、消費税及び地方消費税並びに国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては当該補助金の額を控除した額とする。

2 前条第2号の事業の補助対象経費は、補助対象事業に要した経費のうち、設備の使用の方法及び運用の方法等に関する経費を除いた額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第1号に規定する事業 補助対象経費の額。ただし、当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。

(2) 第4条第2号に規定する事業 補助対象経費の額に3分の1を乗じた額。ただし、当該額が400,000円を超えるときは、400,000円とする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

4 補助金の交付回数は、第4条各号に掲げる事業ごとに、1事業所等当たり1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の工事等が完了した日又は引渡しを受けた日の翌日から起算して1年以内に、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の概要（第1号様式別紙）

(2) 松戸市内に事業所等を有することを証する書類

(3) 市に納付すべき税の納税証明書

(4) 補助対象事業であることを証する書類

(5) 補助対象事業に係る経費の内訳が記載された契約書等の写し

(6) 補助対象事業に係る支払いを証する書類・内訳書の写し

(7) 補助対象事業の工事実施状況等を確認できる写真

(8) 再生可能エネルギーに係る電気事業者と当該設備により発電した電気に係る接続契約を締結していることを証する書類の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者の同意を得て市長が公簿等によって確認

できるときは、前項第3号の書類を省略することができる。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者が補助金交付の請求をしようとするときは、その通知を受けた日から起算して10日以内に、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第10条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第11条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金設備処分承認申請書（第4号様式）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める耐用年数とする。
- 3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とすることは、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金設備処分承認（不承認）通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた、又はこの要綱に違反したと認められたときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（協力の義務）

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条第1項）補助対象経費

補助対象事業	補助対象経費
ゼロエネルギービルの購入、改修	建築・改修費（高性能建材や空調、換気、照明、給湯等の機器及びBEMS装置、蓄電システム等の設置費用）及び工事費（補助対象設備の据付に不可欠な工事費用。資材等の運搬費及び既存建築物の撤去・処分に係る費用を除いたもの。）
省エネ診断による設備改修等	設備本体（空調、換気、照明、給湯等の機器及びBEMS等のエネルギー管理システム、再生可能エネルギーシステム、蓄電システム等）及び付属品の購入費、工事費（据付・配線工事等の補助対象設備の改修等に不可欠な工事費用とし、資材等の運搬費及び既存設備の処分に係る費用を除いたもの。）

第1号様式

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住 所

フリガナ

申請者氏 名

印

(事業所の所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金の交付を受けたいので、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり添付書類を添えて申請します。

記

補助対象事業の種類 ※該当事業に☑	<input type="checkbox"/> ゼロエネルギービルの購入、改修 <input type="checkbox"/> 省エネ診断による設備改修等
補助対象事業を実施した事業所等の所在地	松戸市
補助対象事業を実施した事業所等の名称	
補助金交付申請額	円
補助対象設備の概要	別紙のとおり
私の市に納付すべき税の納付状況について市長が確認することに 同意します。 同意しません。 (該当するものに○)	

(添付書類)

第1号様式別紙

補助対象設備の概要

1 ゼロエネルギービル

基準一次エネルギー消費量からの削減率(再生可能エネルギー含む)	%
再生可能エネルギーの活用方法 ※発電設備を導入した場合のみ	<input type="checkbox"/> 全量自家消費 <input type="checkbox"/> 余剰電力を売電
工事完了日 (建売の場合は引渡し日)	年 月 日
補助対象事業の実施にかかった経費	(総額) 円(A) (うち消費税) 円(B)
国等の補助金額	円(C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	円

2 省エネ診断による設備改修等

改修等を実施する設備	
省エネ診断日	年 月 日
エネルギー・CO ₂ 排出量削減率	%
再生可能エネルギーの活用方法 ※発電設備を導入した場合のみ	<input type="checkbox"/> 全量自家消費 <input type="checkbox"/> 余剰電力を売電
工事完了日	年 月 日
補助対象事業の実施にかかった経費	(総額) 円(A) (うち消費税) 円(B)
国等の補助金額	円(C)
補助対象経費 (A) - (B) - (C)	円

住 所
氏 名

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金
交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金について、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松戸市長

印

記

1 次のとおり決定します。

補助金額

円

2 次の理由により申請を却下します。

理由

第3号様式

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

請求者 住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金について、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

第4号様式

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金設備処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

申請者 住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金に関する財産の処分等について松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

記

1 種 類

2 処分の方法

3 処分の時期

始期： 年 月 日

終期： 年 月 日

4 処分の理由

5 処分の条件

住 所
氏 名

松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金設備処分
承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった処分については、下記のとおり承認（不承認）としたので、松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

1 決定区分 承認（不承認）

2 承認の条件（不承認の理由）

3 返還額 円